

ひと、くらし、
みらいのために

せみね 監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田 50-8、電話 0228-38-3131)

2 月は「STOP！転倒災害プロジェクト」重点取組期間

～凍結路面などでの転倒災害にご注意ください！～

休業日数 4 日以上の労働災害で、最も多いのは「転倒」によるものです。このため、厚生労働省と労働災害防止団体は、転倒災害を防止するために、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。毎年 2 月と 6 月はこのプロジェクトの重点取組期間となっています。各事業場においては、右のチェックリストを活用した総点検を行って、職場環境の確認と改善をお願いします。

今年の冬は比較的暖かい日が続いていますが、それでも凍結などによる転倒災害の報告が散見されます。昨シーズンは、積雪や凍結による転倒災害が多発しました。昨年 1 月中の休業 4 日以上の被災者は 22 名ですが、このうち 10 名が 1 月 24 日に被災しています。いずれも前日から大雪や凍結路面が原因となって発生しています。

暖冬でも天候次第では転倒災害のリスクが非常に高くなります。凍結や荒天が予想される場合には、下記の対策をご検討ください。なお、宮城労働局ホームページの監督署からのお知らせ(瀬峰監督署)に、管内で昨年発生した冬季転倒災害と再発防止対策の事例を記載した当署オリジナル資料を掲載しています。是非参考にしてください。

記

屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
凍結のおそれのある屋内の通路や作業場への温風機の設置等による凍結防止対策の実施
屋外通路や駐車場における転倒リスクに応じた危険マップの作成による周知
凍結路面や除雪機械通過後の路面での荷物の運搬方法や作業方法の見直し
凍結のおそれがある屋外通路や駐車場での滑りにくい靴の着用勧奨 など

「改正労働基準法等実務研修会」開催中！～個別説明も行います～

4 月から改正労働基準法等が施行されることから、当署では 1 月下旬から 3 月上旬にかけて標記研修会を開催中です。(日程は裏面記載)第 1 日目の 1 月 23 日には午前と午後合わせて 50 名のご参加をいただきました。労務管理の基本を内容としていますので、労働基準法は詳しくないという方も是非ご参加ください。基本的に全 10 回同じ内容ですが、何度でもご参加ください。なお、ご希望があれば個別説明も行いますので、当署労働時間相談・支援班にお問い合わせください。

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を利用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

労働災害発生状況(平成 30 年 12 月末日現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		宮城県内被災者数	
	平成 30 年	前年同期	平成 30 年	前年同期
休業 4 日以上	146 人	141 人	2,365 人	2,171 人
死亡	3 人	1 人	22 人	14 人

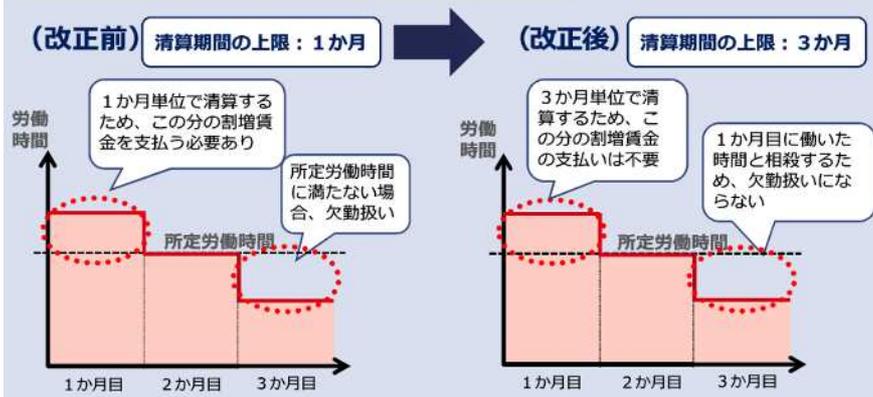
事業場参加型無災害運動「ゼロ災トライアル 150」実施中(2 月末まで)

<シリーズ「働き方改革関連法の概要」>

～その6 「フレックスタイム制」の拡充～

フレックスタイム制は、1か月以内の一定の期間（「清算期間」といいます。）についてあらかじめ定められた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻を選択して働くことができる制度です。労働者が仕事と生活との調和を図りながら働くことを可能とし、労働時間を短縮することを目的に昭和63年の労働基準法改正の際に制度として法律に明記されました。日々の労働時間を労働者が自分で決定するため、実際に対象にすることができる労働者の範囲は限定されると思いますが、この制度を導入することで労働時間を効率的に配分することが可能となり、労働生産性の向上が期待できます。また、仕事と生活の調和を図りやすくなることから、労働者の定着にも効果が期待できるなど使用者にとってもメリットがある制度です。

フレックスタイム制の清算期間延長のイメージ



今回の改正により、清算期間の上限が1か月から3か月に延長されるため、月をまたいだ労働時間の調整もできるようになることから、より柔軟な働き方が可能となります。清算期間を延長することによるデメリットを解消するための一定の制約がある他、制度の導入には労使協定の締結などの手続きが必要ですが、働き方のメニューの1つとしてご検討ください。

《「労働者死傷病報告」の様式が変更となりました》

労働者が労働災害によって、或いは労働災害でなくとも仕事中や事業場内などでの負傷や窒息、急性中毒によって死亡したり、休業したときは、遅滞なく、労働安全衛生規則様式第23号（「労働者死傷病報告」、休業日数4日未満のときは様式第24号）によって、所轄労働基準監督署に届け出ることが義務付けられています。4月から新たな外国人の就労枠が設けられますが、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、労働者死傷病報告の様式が改正され、被災労働者が外国人である場合の「国籍・地域」及び「在留資格」を記入する欄が新設されました。新様式は1月8日以降の届出に適用されます。



【あとがき】

新しい年が明けたかと思ったら、一か月があっという間に過ぎてしまいました。日本海側では雪が降っているようですが、当署管内を見る限り暖冬で雪も少なく、今のところ転倒災害の報告も少ないようです。しかし、まだまだ2月です。いつ強い寒波がやってきてもおかしくありません。備えあれば憂いなし。毎日の仕事を確実にこなすことができるよう準備を怠りなく。また、インフルエンザが流行っています。体調管理にもお気を付けください。

改正労働基準法等実務研修会開催日程

第1日目	平成31年1月23日(水)～終了しました～
第2日目	平成31年2月7日(木) ～午前の部は定員に達しました～
第3日目	平成31年2月13日(水)
第4日目	平成31年2月19日(火)
第5日目	平成31年3月6日(水)

- 1 各日とも、午前の部 10時～12時、午後の部 13時30分～15時30分の2部構成です。(内容は同じです。)
- 2 定員は各回30名程度です。
- 3 当署会議室で開催します。
- 4 詳しくは、宮城労働局ホームページの監督署からのお知らせ(瀬峰監督署)をご覧ください。